



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3491 号 2017.1.30 発行

### 【神奈川】心の病にリハビリ効果 「ソーシャルフットボール」楽しんで

東京新聞 2017年1月29日  
プレーするFCぼるとの選手ら（提供写真）

精神障害者らによるフットサル「ソーシャルフットボール」の体験会が二月、川崎市川崎区で開かれる。このスポーツはボールを追い、互いに触れ合うことで心の病にもリハビリ効果が高いとされる。主催者は、その魅力を広く知ってもらいたいと考えており、参加者を募っている。（横井武昭）



ソーシャルフットボールは、うつや統合失調症などの精神疾患や、アルコール依存症などを抱える人が男女一緒に行う。

県ソーシャルフットボール協会などによると、大阪府内で二〇〇六年に初のチームが誕生。現在は国内に百五十チームほどあるという。

ボールを通じて他者と自然な交流ができ、自信ややりがいを得ることで社会復帰のきっかけにもなるという。県内で活動するチーム「FCぼると」の鈴木仁さん（38）も、ソーシャルフットボールにやりがいを見いだした選手の一人。発達障害があるが「フットサルを楽しむうちにつらい思いが軽くなる」と語る。「チームメートとパスが繋がったり、コミュニケーションを取る体験が自分にプラスになる。困難を抱えつつも前向きにいろいろなことにトライしている人が集まっていて刺激になる」

二月には川崎区内で国内の強豪チームが出場する関東大会も予定されている。この大会や体験会は、日本ソーシャルフットボール協会や県ソーシャルフットボール協会が主催する。川崎市の都市ブランド推進事業にも認定され、バックアップを受けている。

体験会は、二月四日に富士通スタジアム川崎（川崎市川崎区富士見二）で開催。サッカーJ1・川崎フロンターレの育成普及コーチらが指導する。午前の部（九時半～十一時半）では発達障害や知的障害のある子どもと親を、午後の部（正午～二時半）は高校生以上の精神障害のある人を対象にする。未経験者や女性も参加できる。

関東大会は、同二十五日、市立川崎高校体育館で行われる。FCぼるとを含め、神奈川県や東京都などの八チームが参加し、十月に愛媛県で開かれる全国大会への出場二枠をかけて戦う。一五年の全国大会では関東代表の二チームが優勝、準優勝しており、今回も日本代表選手らが参加するという。大会は自由に観覧できる。

体験会の参加費は、午前の部が子ども三百円、親子で五百円。午後の部は三百円。事前申し込みをメール（[port.football.club@gmail.com](mailto:port.football.club@gmail.com)）で受け付けるほか、当日参加もできる。問い合わせは、県ソーシャルフットボール協会の佐藤将人さん＝電090（7170）3629＝へ。

鳥取県エアロビック連盟（横山隆義会長）は全国で初めて、軽度の障害者や運動機会の少ない高齢者を対象に、体力や健康の維持を目的とした有酸素運動「リハビリビクス」の開発に取り組む。今年4月の完成を目指し、連盟関係者らが具体的な運動の内容を詰めていく。

リハビリビクスは「リハビリテーション」と「エアロビクス」を合わせた造語。日本エアロビック連盟（東京）が推進する健康寿命を延ばすエクササイズ「スローエアロビック」の普及活動の一環として、県エアロビック連盟が初めて取り組む。

「リハビリビクス」の開発に取り組む横山会長（左から2人目）ら連盟関係者＝新日本海新聞社中部本社

同連盟の佐々木一郎事務局長はリハビリビクスについて「ゆっくりしたテンポの音楽に合わせて、椅子に座ったままでも筋力トレーニングやストレッチ効果が期待できる運動にしたい」とし、一般的な健康体操と比べ、無理のない動きにしていく。

また、「楽しみながら継続的にできるような工夫をしたい」「テンポを変えて難易度を変更できないか」などのアイデアが上がっており、県福祉課や理学療法士の意見を聞きながら調整していく。

完成後は、医療・福祉施設に連盟指導員らが出向いて直接指導する方針で、多くの人に周知するためDVDなどの映像制作も考えている。

横山会長は「県や市町村の社会福祉協議会とも連携し、普及につなげたい。運動することの少ない人のきっかけになれば」と期待する。（池田悠平）



## 福島で県授産施設新製品開発コンクール

福島民報 2017年1月29日

県授産事業振興会主催の授産施設新製品（商品）開発コンクールは28日、福島市飯坂町のホテル聚楽で行われた。食品の部で白河市の地域生活サポートセンターエル白河の「福島県産えごま・チーズブレッド」、非食品の部で南相馬市の自立研修所ビーンズの「藍染めストール」がそれぞれ金賞に選ばれた。地域生活サポートセンターエル白河の金賞受賞は2年連続。

障害者施設などの授産製品の開発促進と販路拡大、施設利用者の自立と社会参加が目的で19回目。福島民報社などの後援。県内の22施設から食品の部に21点、非食品の部に22点の応募があった。今回初めて食品の部に農福連携特別賞を設けた。

「福島県産えごま・チーズブレッド」は県産えごまと粉チーズを生地に練り込んで焼き上げた。「藍染めストール」は南相馬市で生産された藍を使って染めた糸を織り上げた。

三浦正一会長、阿部真二中合福島店副店長、黒沢一省福島民報社事業部長ら11人がデザインや品質、味わいなどを審査した。

表彰式には約90人が出席した。三浦会長らが自立研修所ビーンズの郡信子施設長ら受賞施設の代表者に賞状と記念品を贈った。

金賞以外の受賞作品は次の通り。

◇食品▽銀賞＝唐がらしみそ（いわき市・なこそ授産所）

◇非食品▽銀賞＝スプーン（福島市・笹森の郷）

▽農福連携特別賞＝チョコクッキー（会津坂下町・ゆうゆうハウス）

◇特別賞▽福島民報社賞＝ほっこりシリーズ・コースター（福島市・ファームもみの木）

▽福島民友新聞社賞＝乾燥野菜（南会津町・あたご共同作業所）

医療功労賞 県内2人

読売新聞 2017年01月29日 佐賀

地域医療への長年の貢献をたたえる「第45回医療功労賞」（読売新聞社主催、厚生労働省、日本テレビ放送網後援、損保ジャパン日本興亜協賛）に、県内から国際医療福祉大学教授で言語聴覚士の深浦順一さん（65）（小城市）と、県理学療法士会政策検討委員長で理学療法士の溝上昭宏さん（60）（唐津市）の2人が選ばれた。表彰式は2月2日、県庁で開かれる。受賞者の活動などを紹介する。



言語障害者の社会復帰などを支援してきた深浦さん  
地域ケアの確立に尽力した溝上さん

◆言語障害者を支援

国際医療福祉大学教授・言語聴覚士  
深浦順一さん 65

「障害のために、生きたいように生きられない人をなくしたい」。佐賀大付属病院（佐賀市）などで、障害でうまく言葉が話せない人の指導や、難聴児を早期発見するシステム作り、補聴器の調整など、言葉や聴覚が不自由な人の支援を続けてきた。

福岡県大牟田市出身で、九州大に進学した。工学部で機械工学を学び、ボランティアサークルに所属。知的障害児が入所する施設を訪問して一緒に遊んだり、畑で作業したりした。子どもたちがゆっくりだが、確実に成長する姿を見るのがうれしかったという。

卒業後は、製造業の企業に就職したが、学生時代に訪問した施設を再び訪ねたことがきっかけで、「障害者と向き合いたい」と、入社約半年後に転職を決意した。

東京の養成所などで言語障害者のリハビリテーションを学び、佐賀大付属病院に約25年間勤務。耳鼻咽喉科で脳血管障害による失語症や、頭頸部がん手術後の言語障害など成人言語障害者のリハビリを行った。

2007年、国際医療福祉大福岡保健医療学部（福岡県大川市）教授に就任。言語聴覚士を育成しながら、日本言語聴覚士協会会長も務める。「現場でもまれた教え子がまぶしく見える」と言う。言語聴覚士の専門技術の向上を心から願っている。

◆地域ケア確立に尽力

県理学療法士会政策検討委員長・理学療法士 溝上昭宏さん 60

1983年から唐津市の河畔病院に勤務し、特に脳梗塞などによる脳血管障害で体にまひが残る患者のリハビリテーションに力を注ぐなどして、県内のリハビリ普及に努めた。

白石町出身。1980年に理学療法士の資格を取得し、千葉の病院で地域医療やリハビリに携わった。河畔病院で働き始めた当初、市内に理学療法士はおらず、県内でもわずか十数人だった。

「リハビリの重要性は認知されていなかった。体の不自由な患者は家にこもりきりになり、家族の負担が大きかった」と振り返る。このため、他の市町で保健師らが開くリハビリ教室にも出向き、患者に家でできる体操などを教えた。

住み慣れた地で医療や介護、福祉など必要な支援を受けられる「地域ケア」の確立も力を入れてきた。約30年前、市内の医療、福祉関係者らの有志と市民団体を発足させ、勉強会を開くなどしてネットワークを広げた。

昨年8月に河畔病院を退職。市の要請で今年1月から、国の制度として地域ケアを支える地域包括支援センターに勤務し、専門的な見地から体制の課題を見つける重要な役目を任されている。

「自分たちが実践してきた取り組みに、こんな形で関われ、やりがいを感じています」と目を輝かせている。





を問う」が28日、京都府木津川市加茂町の市加茂文化センターで開かれた。参加者が、安楽死を医療側から迫られている欧米の現状などの報告を受け、命を社会全体で支え合うことの大切さについて考えた。

社会福祉法人「いづみ福祉会」（木津川市加茂町）が、昨年7月、相模原市の障害者施設で19人が殺害された事件を受け開いた。

人間の命の尊厳について語り合う参加者ら（木津川市加茂町・市加茂文化センター）

重度心身障害の長女（29）がいるフリーライター 児玉真美さん（60）＝広島県呉市＝が基調講演をした。児玉さんは、欧米で安楽死や医師による自殺の手助けが合法化され、医療側が治療が無益だと判断した場合には治療を停止できるなどといった現状を報告。「終末期の患者や障害者、高齢者が生きるに値しない、との価値観が拡大しつつある」と警告した。

続いて福祉施設の職員ら参加者約130人がグループに分かれて議論した。「つらいから死にたいという人を死に追いやるのではなく、生きようと寄り添う姿勢が大切」や「障害者が、人の優しさについて気付かせてくれる社会の光のような存在なのだ」と訴え続けなくては」との意見があった。



### 「スマホ育児」ダメですか？



#### 泣きやまない子どもにスマートフォン

1歳半の子どもがいるお母さん。その家に取材に伺ったのは、夕方、保育園から帰って夕食の準備をしているころでした。夫はまだ帰宅せず、お母さんと子どもの二人きり。しばらくするとかまってもらえない女の子はキッチンにいるお母さんの足にしがみつき、やがて大声で泣きだします。必死でなだめてもおやつを食べさせても泣きやまず、料理が進みません。



するとお母さんは自分のスマートフォンを取り出し、家族を撮影した動画を見せ始めました。

ピタリと泣きやむ女の子。お母さんは女の子の様子を気にしながらも、料理を仕上げることができました。

#### 「スマホ育児」ネットで議論

しかし、インターネット上ではスマホ育児について「スマホに頼らず、自分の力でこどもをあやすべき」だとか「コミュニケーションが苦手な子どもに育つのではないか」といった批判的な意見が見られ、議論になっています。

また、街で子育てを終えた世代の人たちに聞いてみると、「子育てに使うのはよくない」「あまりいい感じはしない」といった声が聞かれました。「時代の流れだからしかたないの

では」といった意見もあったものの、少数派。多くは否定的な意見で、スマホ育児はあまりいい目で見られていない印象を受けました。

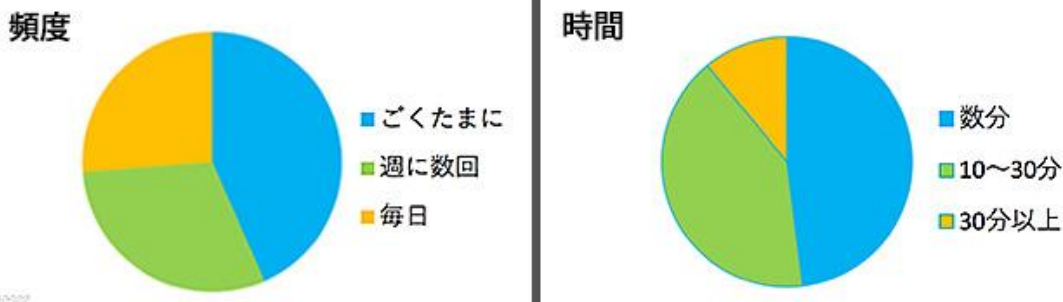
### スマホ育児 実態は？

「スマホ育児」という言葉。街で聞いてみると、否定的な意見の人の多くは、「小さい子どもにスマホを見せっぱなしにしている」というイメージを持っているようです。では実際、お母さんたちは育児の中でどのようにスマホと関わっているのでしょうか。子育て支援施設などで、小学校入学前の子どもがいるお母さんたちにアンケート調査を行い、123人が答えてくれました。

アンケートの結果です。

子どもにスマホを使わせたことがある人は78%。使わせた使用頻度。最も多かったのは「ごくたまに」で43%。次に、「週数回」が30%。「毎日」は26%でした。

使用時間も聞いてみると、「数分」が48%とほぼ半数。次いで「10～30分」が41%。30分以上は11%でした。



また、子どもに使わせる状況で多かったのは、「電車やバスの中」「病院」などです。

今回のアンケートからは、「スマホは週に数回程度、限られた時間で、子どもが騒いで周囲の迷惑になりそうなときに使う」といった傾向がうかがえました。主にスマホで見せているのは、家族で撮った写真や動画サイトなどでした。

自由記述欄に寄せられた、お母さんたちの声です。

「正直使いたくないが、周りに迷惑をかけないようにするためにはしかたないかと思う」。「くせにならないようなるべく頼らないようにしているが、電車などで騒いだときにはどうしても頼ってしまう」。

「スマホを使わせているときの、周りの目も気になる」。

「孤独な育児でめげそうになっているときに少しでも楽になるのなら、そこまでスマホを悪者にするつもりはないと思う」。

子どもにスマホを使わせてもいいものかと悩みながらもやむなくスマホに頼ってしまうという切実な訴えでした。

### 母親の思いがマンガに

アンケートに答えてくれた1人、イラストレーターのうだひろえさんです。5歳の男の子と3歳の女の子、2人の子どもの母親です。常にお母さんにべったりな子どもたち。料理をしている間も「ママ」声をかけてきて、そばを離れません。

実はうださん、出産前までスマホ育児に否定的でした。「子育てに手を抜いている」と思







## とやの福祉会、民事再生手続き廃止決定 事業は譲渡し継続へ

福島民友 2017年01月28日

福島市で老人福祉施設「あづまの郷」などを運営する同市の社会福祉法人とやの福祉会が27日、福島地裁から民事再生手続きの廃止決定と保全管理命令を受けた。帝国データバンクの27日の発表によると、負債は約16億8000万円。法人は破産へ移行するが、事業は別の社会福祉法人に一括譲渡される見通しで、すべての施設の運営は継続し従業員約220人の雇用も維持される。

帝国データバンクや関係者によると、事業譲渡先には県内外の複数の法人が候補に挙がっており、今春にも事業譲渡したい考え。同法人は昨年6月、福島地裁に民事再生法の適用を申請し再生手続きを進めていたが、27日開かれた債権者集会で再生計画案が否決された。保全管理人は同市の菅野昭弘弁護士で、破産まで財産を管理する。

同法人は1984（昭和59）年2月設立。老人福祉施設「あづまの郷」「ケアハウス一風館」などを運営しており、「とやの保育園」「鳥川保育園」の保育事業も手掛ける。2015年3月期の収入高は約10億5300万円に上ったが、人件費などの経費負担が重く、欠損計上が続いていた。同年11月、現在の理事体制に一新されたが、先行きの見通しが立たず自主再建を断念した。

## 社説：【可視化を全事件に広げよ】 自白の強要

高知新聞 2017年1月28日

長崎県警が、自白を強要し、容疑者が否定した内容も一方的に調書に記載するなど違法性の高い取り調べを行っていたことが分かった。

容疑者の訴えで、長崎地検が警察の取り調べ映像を調べて問題が発覚した。もし映像が残っていなければ男性は不当に重い罪に問われた恐れがある。

警察や検察の不適切な捜査を防ぐため、取り調べの録音・録画（可視化）が進みつつある。その有効性を改めて示した事例だ。しかも、「供述を得にくくなる」と可視化に消極的だった警察自らがそれを証明するかたちになった。

事件は2016年1月、長崎県内で起きた。母親を繰り返し暴行し、死に至らしめたとして男性が傷害致死容疑で逮捕された。

母親の体には自ら転んでできた可能性がある傷も多かったが、警察は傷は全て男性の暴行によるものとして、自白を強要するかのような取り調べをした。男性が否定した内容も「勘違いだろう」と無視して調書を仕上げたという。

でっち上げと取られても仕方がない捜査だ。検察の対応により、男性は傷害致死罪ではなく傷害罪での起訴となり、執行猶予付きの有罪判決が確定した。深刻な事態というしかない。

刑事事件の可視化は冤罪（えんざい）事件の教訓や裁判員裁判での活用などから、一部の事件について検察が2006年、警察が2008年に試行を始めた。

2016年の刑事訴訟法改正で強化され、2019年から裁判員裁判の対象事件や検察の独自捜査は原則、取り調べの全過程を録音・録画するよう義務付けられた。全国の警察では既に試行に入っている。

強化のきっかけになったのは2009年の厚生労働省文書偽造事件だ。当時局長だった村木厚子さんが逮捕されたが無罪になった。その過程で、検察の証拠改ざんや強引な取り調べが発覚した。

ただ、それでも可視化の対象事件は全事件の3%程度にすぎない。取調官が十分な供述を得られないと判断した場合は可視化しなくてもよい例外規定もある。

こうした状況も踏まえ、可視化はしっかり機能する制度に拡充することが求められている。そんな中で今回のケースは起きた。

警察の捜査への疑念は膨らむばかりだ。対象外の事件でも同様の取り調べが行われていると疑われても仕方があるまい。警察や検察の意識を高める意味でも可視化を全事件に拡大するよう改めて求める。

昨年の刑訴法改正では、警察や検察は可視化拡大の代わりに、証拠を集める新たな捜査手法の導入を求め、通信傍受（盗聴）の対象犯罪の拡大や、一部の事件での司法取引が認められた。

しかし、現状では捜査権限の拡大も暴走の種になりはしないかと懸念する。法の執行者としての資質や信頼が問われていることを自覚してもらいたい。

## 社説 面会めぐり争い 子供の幸福を最優先に

毎日新聞 2017年1月30日

離婚に伴う親権、さらに離婚後の子供との面会をめぐる争いに一石を投じたのではないか。

別居中の両親が、9歳の長女の親権を争った訴訟で、東京高裁が長女と同居する母親を親権者とする判決を言い渡した。

この訴訟では、離れて暮らす父親が、離婚して親権を得た場合に年間100日の面会を母親に認めると1審で主張した。千葉家裁松戸支部はこれを評価し、父親の親権を認めた。相手側に友好的な「寛容性の原則」を重くみた異例の判断だった。

一方、東京高裁は、長女が安定した学校生活を送っていることや、母親と一緒に暮らしたいと言っている事情を重くみた。従来通りの「継続性の原則」に沿った司法判断だ。

判決の評価は難しい。父親側の代理人は、7年前に母親が無断で子供を実家に連れ帰った経緯を指摘し、「先に子供を連れ去り、もう一方の親の悪口を吹き込めばいいということになってしまう」と批判した。

子供の平穏な生活が妨げられることは両親の本意ではないだろう。適切な面会の実現など、双方が妥協点を探ることが大切だ。

離婚件数は年間約22万件に達する。少子化の影響もあり、子供の奪い合いも少なくない。離れて暮らす親が子供との面会交流を求め家裁に起こす調停の件数もこの10年で倍増し、年間1万2000件を超える。

2012年に施行された改正民法で、離婚の際に子供の利益を優先して、面会交流や養育費の支払いについて取り決めることが明記された。

だが、面会の日数でもめたり、約束した面会が実現しなかったりするケースが少なくないという。

まず、優先すべきは争いに巻き込まれてしまう子供の意思や利益を十分に尊重し、幸福を考えることだ。

13年に家事事件手続法が施行され、おおむね10歳以上の子供は、離婚や面会をめぐる調停に関与できるようになった。弁護士を代理人として依頼できる権限も認められた。

両親の争いは泥仕合になりがちだ。第三者的な「子供の代理人」が入れば、子供にとってよりよい解決策を導くことが期待できる。積極的に活用すべきだ。

争いを未然に防ぐため、公的機関を含めた相談態勢を充実させることも喫緊の課題だ。婦人相談所や各市町村などが自主的に設置する女性センターがあるが、ドメスティックバイオレンス（DV）などへの対応に追われ、面会相談まで手が回っていない。

面会の実現を図るための法案を議員立法で今国会に提出する動きもある。結婚の破綻は子供の責任ではない。子供への悪影響を最小限に抑える方策を考えるのが大人の務めだ。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

